

令和 3 年 6 月 5 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01324

研究課題名（和文）時効及び恩赦制度の刑罰論的基礎づけ

研究課題名（英文）Punishmental foundation of pardon and amnesty

研究代表者

飯島 暢（IIJIMA, Mitsuru）

関西大学・法学部・教授

研究者番号：90380138

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：時効制度及び恩赦制度を刑罰論の観点から統一的に説明する視座の構築という研究目的の下、法及び刑法の役割を法・権利性の回復に求める立場に基づいて刑罰論を構想し、哲学的な時間論に依拠するドイツにおける議論を参照しながら、当該の刑罰論に合致する形で時効制度及び恩赦制度を理論的に再構成し、一種のあるべきモデル論を提示することによって現行制度を正当化する際の限界を提示し、現行制度に対して将来的な改革の方向性を示すことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、これまで刑事法学の領域において学問的に殆ど顧みられてこなかった時効制度・恩赦制度の正当化を刑罰論的に基礎づけるものであり、時効制度については未成年に対する性犯罪に係る時効の延長の是非に関する議論に寄与することが、恩赦制度については政令恩赦に対する民主化の必要性、国家的慶弔のみを理由とする恩赦の正当化の限界を提示することにより、今後の議論の活性化の契機となることが期待されるものである。

研究成果の概要（英文）：This research is based on the point of view that both statute of limitations and grace can be justified from the unified perspective on the basis of a theory of punishment. The task of the state punishment is taken up as the restoration of legality. In addition, the research is traced back to discussions in Germany based on philosophical thoughts about time. This shows a theoretical model of the statute and grace system in order to present the limits of the justification of the current system in Japan. Finally, a directive of the reform will be carried out.

研究分野：刑事法

キーワード：刑罰論 時効 恩赦

1. 研究開始当初の背景

刑法解釈学においては犯罪論への研究に重点が置かれ、刑罰論が顧みられることはなかった。しかし、前世紀の90年代頃から徐々に特にドイツにおいてそのような学説状況に変化が訪れ、ドイツ観念論的な法哲学に基づく応報刑論のルネサンスが謳われるようになり、同時に刑罰論と犯罪論の連動性が強く意識されて、刑罰論を構想する際の基本的な視座が犯罪論の変革へと応用されるようになった。このような学説動向はわが国にも紹介され、一定の受容がなされている。刑罰論は、確かに刑罰の正当化の理論的な基礎づけを出発点にはするが、国家が司る刑罰の実現の全プロセスを射程に収めて説明するための思考の枠組みでなければならない。しかし、刑法学の視点からすると、あまりにも周縁に存在するためか、従来殆ど等閑視され、その正当化の基礎づけがおざなりにされてきたと言っても過言ではない刑罰に係る法制度がある。つまり、時効と恩赦である。本研究は、これまで主要な論点の影に隠れたままであった時効と恩赦につき、刑罰論的な観点の下で考察し、その正当化を試みるものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、刑罰に係る法的制度である時効と恩赦について刑罰論的な正当化を試みるものである。刑罰論にも種々の主張があり、その内容が完全に一致しているわけではないが、本研究においては、ドイツにおける応報刑論のルネサンスを主導した、カント、フィヒテ、ヘーゲルのドイツ観念論法哲学をベースにして刑罰のあり方を構想した立場に依拠する。同立場は、ドイツにおいてフランクフルト大学法学部教授であった E.A. ヴォルフを始祖とすることからヴォルフ学派と呼ばれ、現在ではその弟子、孫弟子達によって継受発展され、刑法解釈学における犯罪論体系に係る種々の分野、更には国際刑法、医事刑法といった刑法学の応用領域にまで広く拡張されるようになってきている。同刑罰論においては、生得的に理性的な能力を(潜在的に)備えた自律的な人格同士の相互承認的な法関係を出発点にした法秩序の構成が前提とされ、犯罪も他者の固有の自由の領域に対する侵害であると同時に、そのような自由の領域を保障する法秩序に対する侵害であるとの性格を付与される。刑罰は、二重(いうなれば法・権利性)の侵害に相応した自由の侵害として当該犯罪者に賦課されることになるが、伝統的な応報刑論とは異なり、将来に対して法秩序及びそれによって保障された自由の領域を回復させて継続的に存続させていく目的を有することになる。このようにヴォルフ学派では、犯罪と刑罰の概念が自由の保障の観点から再構成されており、それを出発点にして、上記のような様々な応用発展が遂げられている。

自由の保障の回復と維持存続が刑罰の目的である限り、犯罪者に対して強制的に自由の剥奪が執行されることは、当該目的の追求達成のための必要条件となるはずであるが、時効及び恩赦の場合には、その自由の回復がおよそなされないか、本来想定されていた質及び量との関係で相対的に不十分な剥奪で終わってしまうという事態になり得る。しかし、それでは刑罰の目的である法秩序における自由の回復及び維持存続が達成されないことになり、ひいては犯罪被害者の自由の領域(権利性)の回復、他の法秩序の構成員達の自由の回復がなされないか、不十分な程度に留まるといった帰結に至り得る。このような問題点を回避する形で、時効制度及び恩赦制度のあるべき正当化モデル論を構築し、必要がある場合には現行の制度を批判しながらも、その正当化を上記のような刑罰論の観点から試みるのが本研究の目的となる。

3. 研究の方法

(1)ドイツにおける刑罰論の展開、特に上記で示したヴォルフ学派の応報刑論のルネサンスと呼ばれる学説動向を確認し、その到達点を明らかにしながら、刑罰の目的・役割が法秩序における自由の回復維持存続にある点を確認し、その自由の回復の重点が、個々の被害者の自由領域の回復と将来に向けての維持存続にあり、当該の自由領域を保障する法秩序の規範の効力の回復維持存続の観点は2次的なものであることを基礎づける。(2)法秩序における自由の保障の回復維持存続という刑罰の目的・役割との関係で日本における現行の時効制度及び恩赦制度を点検し、先行研究も参考にしながら問題点を抽出する。ここでは、時効制度及び恩赦制度に関する日本語文献の収集読解が中心的な作業となる。(3)ドイツにおける時効制度及び恩赦制度の現状を調査し、関連するドイツ語文献の収集読解を行い、(2)において明らかにした日本の時効制度及び恩赦制度に係る諸問題の解明に応用できる知見の抽出に傾注する。その際には、時効制度及び恩赦制度に関する条文の内容の相違、その運用状況の相違、歴史的文化的な背景の相違にも目を配り、そのような相違を考慮しながら、必要な修正や補正の下で参考にすべき知見の獲得に努める。

4. 研究成果

(1) 国家刑罰の意義

国家が主体として行使する刑罰権限を基礎づける際には、そのような国家刑罰も一つの法概念であるため、法の目的・役割をどのように規定するかが重要となる。ドイツにおいては、自由の普遍的保障を出発点にして法秩序のあり方を構想し、その上で国家刑罰の目的を権利として

法秩序において保障された自由の回復に求める見解が有力に主張されるようになっており、その際には、各人の個別的な独自の自由（の領域）だけではなく、それを保障している法秩序の規範的な効力をも同時に回復の対象になるとされている。言うなれば、国家刑罰を通じて、法・権利性(Rechtlichkeit)の回復が目指されるのである。こうして、国家刑罰の目的は法・権利性の回復であると理解されることになるが、刑罰目的を想定するからといって犯罪予防目的の追求を刑罰の正当化根拠とする目的刑論（予防刑論）に至るわけではなく、あくまでもドイツにおける応報刑論のルネサンスを受けて自由の普遍的保障の観点から再構成された応報刑論からの結論である。このように再構成された応報刑論の前提には、(刑)法の目的を自由の普遍的保障に見出す法秩序観、法のあり方に係る考えがあり、両者は不可分に結び付いている。

このような法秩序観の内容は一体どのようなものなのであろうか。まず、法における自由の普遍的保障のためには、カント的な立場に依拠して、生得的な人格性、つまり生まれながらにして自律的な人格としての理性的な能力を（潜在的に）備えた各人には、普遍的な法的法則(Rechtsgesetz)に適った方法により自己の自由を外界において行使することが要請される。これは、相互に他者の自由を配慮しながら自己の自由を制限することを意味しており、この点から、法における自由は外界において自由の相互制限を通じて達成されるとして、互いに各人は他者を自己と同等の自由な人格として取り扱い、外界における一定の自由の領域をその者に属する固有の領域として承認しあう間主体的な法関係を形成する必要性が導出される。しかし、このような相互承認的な法関係はいわゆる自然状態の下ではその保障の達成維持も各人にまかされるため、不完全なものに留まってしまう。そこで、社会契約を通じて国家的な法秩序を現実に形成し、その国家が担い手となる確固たる規範的保障の下に服さなければならない。つまり、法的な意味での各人の自由の保障は、国家という法秩序において初めて本来求められるべき普遍的な効力を有することが可能になる。

犯罪と刑罰の概念も以上のような国家的法秩序における自由の普遍的保障の観点から規定されることになる。つまり、犯罪は他者の自由な領域の侵害（具体的にはいわゆる法益の侵害）を通じた相互承認的な法関係の破壊であると同時にそのような関係性を現実の国家的な法秩序において保障している規範の効力に対する否認として捉えられる。ここで犯罪者は自由の相互制限の要請に反し、他者に属するその固有の自由の領域を侵害する形で自己を相互対等的な法関係性の例外に置いて、あたかもより多くの自由を獲得したかのように見えるが、法的な自由とは相互制限を行って初めて達成・保障されるもののはずであるから、実は犯罪を行った限りにおいて法的には不自由な存在になっている。そして、刑罰には、犯罪によって否定された国家的な法秩序の規範の効力を現実に回復させ、それを通じて被害者を含む各人の自由の領域そのものを回復させ、維持存続へとつなげていく目的（法・権利性の回復の目的）が割り当てられる。換言すれば、このように捉えられる刑罰は、具体的な被害者における自由の領域の侵害の程度と法秩序の規範的な効力の否定の程度に価値的に相応（均衡）した「自由の制限」として犯罪者に対して執行される応報刑となる。これこそが新たに再構成された応報刑論の内容に他ならない。

まさに犯罪者が不当に獲得した自由と相当する自由の制限が刑罰として科せられるわけであるから、法秩序は例外を抱え込むこともなくなり、その規範も自由の保障に関する普遍的な効力を再び発揮できるようになる。これは、被害者及びその他の法秩序の構成員達にとり、その自由の保障の回復へと至ることを意味する。更に、見かけとは裏腹に不自由な存在となっていた犯罪者も自由の制限を受け入れることにより、再び自由の普遍的保障を享受できるようになる。但し、そもそも犯罪者に対して自由の制限が刑罰として行使されることは、法・権利性の回復のための原則的に必然的な条件ではあるが、その後の法秩序の存続との関係で言えば、あくまでもその契機でしかないと見え、それ自体だけで回復が完結するわけではない。何故なら、自由の制限の強制的な行使の結果、法秩序の規範の効力は例外を抱え込むこともなくなり、その普遍的な保障を再び発揮できるようになるわけだが、それを受けて（犯罪者及び被害者を含む）法秩序の構成員達が規範に適った振る舞いを犯罪以前と同様に再び行い得るようになることが必要となるからである。確かに被害者及び他の人々は規範違反の犯罪行為を行ったわけではないので、犯罪以前のような振る舞いが特に求められるのは犯罪者についてである。従って、当該犯罪者については再び規範に従って法に適った行動を行う法的な義務が自由の剥奪とともに課せられ、それを履行できるようになって初めて（いうなれば再社会化を遂げて）当該の回復は達成されると言い得るわけである。そして、これは最終的には被害者及び法秩序の構成員一般の立場からしても受容可能で納得し得るような回復の内容を意味しなければならない。何故なら、さもなければ刑罰による法秩序の回復後に継続的にその者達が法に適った行動を行うことに支障が生じかねず、その後の法秩序の維持存続にとり不都合な状況になりかねないからである。

(2) 時効制度の正当化の試み

刑事法における時効は、一定の期間刑罰権が行使されない場合に、その消滅を認める制度であり、刑法 31 条以下の刑の時効と刑事訴訟法 250 条以下の公訴の時効がある。刑の時効と公訴の時効の性質については、一般的に両者ともに刑罰権の消滅という観点から捉えられており、公訴の時効においては、裁判確定前の公訴権或いは観念的な刑罰権の消滅が問題となるのに対して、刑の時効では裁判確定後における現実的な刑罰権の消滅が重視される。時効制度に関する実体的な説明としては、改善推測説、苦痛説、罪証消滅説、規範感情緩和説が唱えられており、最

後の規範感情緩和説が通説とされている。刑事訴訟法の分野においては、公訴時効の法的性格を訴訟法的な観点から捉える訴訟法説が唱えられており、同説は証拠の散逸による誤判の防止に着目する伝統的な見解と、一定の期間訴追されていないという事実状態を尊重して国家の訴追権を抑制する制度であるとする見解に分類され、後者は新訴訟法説とも呼ばれて現在有力に主張されている。

ドイツでは公訴時効にあたる訴追時効(Verfolgungsverjährung)と刑の時効である執行時効(Vollstreckungsverjährung)の双方が刑法典の78条以下と79条以下に規定されている。そして、このような時効の法的性質をめぐってはわが国と同様の議論がなされている。なお最近のドイツでは哲学的な時間論に着目して時効制度の説明を行う研究書(Martin Asholt, Verjährung im Strafrecht, 2016)が公開されており、その内容は哲学的な刑罰論を背景にして時効制度の正当化を試みる本研究においても参考にすべき知見に満ちている。

時効によって処罰がなされなくなる根拠は、国家刑罰による法・権利性(自由)の回復と同様の事態が生じる点に求めざるを得ない。国家刑罰においては、自由の剥奪という必要条件に基づいて法・権利性の回復が図られるわけであるが、この自由の剥奪を欠くにもかかわらず、一定の期間の間(犯罪者及び被害者を含む)法秩序の構成員達が規範に従って再び行動していると見なせる場合に例外的に処罰をしないですませる法制度として時効を捉えることが可能であると解される。法・権利性の回復の内実をなすのは、法秩序の構成員達が犯罪後においても一定期間の間法に適った行動をとっていることである。そもそも、犯罪がなされたとしても、法秩序の構成員の大部分は法に当該の犯罪によって違反された規範に従った行動をとっているのであるから、既に犯罪終了後から微弱ながらも法・権利性の回復は始まっていると言ってもよい。また、ここでの構成員には、当該の犯罪者及び被害者も含まれているので、犯罪者が一定期間の間、法に適った生活を送っている限りでは、これも法・権利性の回復に寄与することになるので、時効制度の根拠に含ませてもよい要素となる。法・権利性の回復は最終的には個別の被害者の権利領域の回復を目指すものである。従って、時効制度においては、国家刑罰による自由剥奪がないにもかかわらず、法秩序の構成員の大部分(及び当該犯罪者)が一定期間の間法に適った生活を送っている点を洞察して、既に自らの権利性も回復していると被害者が了承できる状況がなければならぬ。法秩序の他の構成員達の了承も必要となるが、それは被害者との関係では2次的なものになる。

(3) 恩赦制度の正当化の試み

日本の恩赦制度は、日本国憲法と恩赦に係る細目を規定した恩赦法に基づく。つまり、日本国憲法73条7号により、「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること」は内閣の権限とされ、同7条6号により天皇は内閣が決定した恩赦を認証することになっている。恩赦法は、日本国憲法と同日(1947[昭和22]年5月3日)に施行され、また個別恩赦の手續に係る恩赦法施行規則が同年10月1日に公布施行されている。但し、恩赦法は戦前の恩赦令とほぼ同じ内容とされており、戦前の天皇大権に基づくものであるとの恩赦観が戦後も連綿と継続する契機になっていると批判されている。

恩赦は、行政権によって、国家刑罰権を消滅させ、裁判の内容を変更させ、又は裁判の効力を変更若しくは消滅させる行為である。恩赦は、その効力と方法に基づいて分類することが可能である。効力を基準とすると、恩赦は大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除、復権の5種類に分類される。また恩赦は、方法を基準にする場合には、政令(一般)恩赦と個別恩赦に区別される。政令恩赦は政令で要件を定めて一律的に行われ、大赦、減刑及び復権が内容として可能である。個別恩赦は、特定の者に対して個々の事情を総合的に審査した上で行われ、その内容として特赦、減刑、刑の執行の免除、復権がある。更に個別恩赦は、通年行われている常時恩赦と通常政令恩赦に付随する形で内閣が一定の基準を設定して、一定の期間において行われる特別基準恩赦に区分される。この特別基準恩赦は、政令恩赦の適用からもれた者を救済する目的で補充的に設定されるものである。特別基準恩赦は個別恩赦の手續を踏まえて実施されるが、実態は政令恩赦に準じたものである。

恩赦の機能としては、法の画一性に基づく具体的不妥当の矯正、事情の変更による裁判の事後変更、他の方法を以てしては救い得ない誤判の救済、有罪の言渡を受けた者の事後の行状等に基づくいわゆる刑事政策的な裁判の変更もしくは資格回復の4つが重要となる。但し、一律的に実施される政令(一般)恩赦と特定人を対象とする個別恩赦では、その機能についても当然に重点の置きどころに相違が出てくる。の観点は、政治的・社会的情勢の変動により法の解釈及び運用の面で顕著な変動があった場合、或いは量刑基準に大幅な変動が生じた場合に大赦を活用することにつながるものであるが、社会情勢が比較的安定した現代の日本においてそうそう起こるものではないため、むしろ一般的に重点はに着目した個別恩赦の活用におけるように置かれている。また、の観点についても、より適切に対応するのは対象者に係る種々の個別事情に着目する個別恩赦である。こうして、政令恩赦と比較すれば刑事政策的な合理性が認め

られるとして、概して個別恩赦は肯定的に捉えられる傾向にあると言える。

しかし、恩赦制度は種々の問題点を抱えており、多くの批判がなされてきたものの、問題点は解消されないままになっている。恩赦には謙抑性、補充性、強行性という3つの性質が付与されるが、これらの性質に即して問題点を列挙すると次のようになる。まず恩赦が権力分立の観点の例外として、行政庁としての内閣が、国会が定めた法律の効力を無効化し、裁判所が確定した判決の効力を変更或いは無効にしてしまう事態に着目して謙抑性が求められている。この謙抑性との関係では、恩赦権限の行使主体の意義を恩赦の法的性質と関連づけて明確化する点が要請されるが、その際に政令(一般)恩赦と個別恩赦で正当化のアプローチを峻別することの是非が問題となる。具体的には、一般恩赦の実施主体を(ドイツのように)議会にすることの当否である。次に、補充性との関係では、恩赦を法における(法的な性質を有した)安全弁として捉えるべきことを前提にして、別個の法律として存在する刑事政策的な諸規定との(適用の優先性に関する)関係性を明らかにし、更にはその際に当該の諸規定の欠缺を放置したままにしないようにすべきことが問題となる。そして、強行性との関係では、恩赦が法概念として捉えられるべきにもかかわらず、恩赦における権利性、より具体的には恩赦を求める権利がおよそ否定されている現状が本当に適切であるのかを再検討することが求められる。これら全ては恩赦の法的な性質を明確に規定する所作の必要性に収斂する問題である。このことを通じて、2019(令和元)年10月22日に行われた新天皇即位の礼に合わせて恩赦(復権を内容とする政令恩赦及び特別基準恩赦)が行われたときのような国家的慶弔のみを理由とする一般恩赦を正当化することの端緒も得られると解される。恩赦の法的な性質というものは、結局のところ国家刑罰権を消滅変更させ得るものに他ならないものであるが、このことが正当化要求に耐え得る程度の論拠に依拠して、換言すれば刑罰の基礎づけと矛盾しない形で根拠づけられなければならない。

ドイツにおいては、個別恩赦(Begnadigung)と大赦(Amnestie)の権限主体は厳格に区別されており、前者については基本法60条2項により連邦大統領と各州憲法により州首相(例外あり)が行行使し、後者については連邦議会が法律の形式(大赦法律或いは刑赦免法律)で行うことになっている。このような差異があるものの、特に個別恩赦については、三権分立との関係、申請者の権利性の是非といった日本と同様の論点のあることが散見される。但し、連邦大統領恩赦が刑事事件について行使されることは現在ではまれになっており、殆どは公務員の懲戒処分に係る恩赦である。また、日本と異なり個別恩赦に係る法律は存在せず、恩赦令に基づいて実施されている。そのため、個別恩赦にどのような意味で法的な性質を付与するかが日本における以上に問題となっている(Simon Funk, Gnade und Gesetz, 2017を参照)。

個別恩赦の正当化根拠は、時効のときと同様に国家刑罰による法・権利性の回復が不要或いは想定されていたよりも質及び量的に少ない自由の制限でその回復が十分となる事態において求められる。個々の受刑者が一定の時間の経過と共に自律的に再社会化を遂げ、それを被害者及び法秩序の他の構成員達が受容することにより当該の事態が生じることは想定可能である。この点を個別的に確認して減刑或いは刑を免除する法的な制度として個別恩赦を捉えることができよう。国家は当該の事態の発生を確認し、場合によっては不要となる自由の制限の執行を控える義務があり、他方で個々の受刑者は自己の再社会化に基づいたそのような事態の発生の確認をするように国家に求める権利を有すると解される。

ドイツにおける大赦立法に係る研究(Frank Süß, Studien zur Amnestiegesetzgebung, 2001)が示すように、歴史的に見て大赦法律には、社会に対するより大きな害悪を回避するために、一定の犯罪を不処罰にするような国家緊急権の枠内で捉える方が適切と思われる類型も存在する。しかし、政治的社会的な価値観の変動により、法・権利性の回復のための自由の制限が(場合によってはおよそ)不要になるという時効制度のときに想定されるのと同様の事態が生じることはあり得るものと解される。その際には時効の場合と同様に典型的に刑罰による法・権利性の回復が不要になったと被害者、法秩序の他の構成員達、更には犯罪者自身からも了承されなければならない、同時に時間の一定の経過という要素も考慮されようし、そもそも前提として犯罪による法・権利性の侵害は重大なものではないことが必須となろう。つまり、このような内容を有する大赦については対象犯罪もあくまでも軽微なものであることが求められるのである。問題となるのは、そのような社会的な変動を前提とせず、純粋に国家的慶弔のみを理由として大赦が可能であるか否かである。時効制度にせよ、社会的変動に基づく大赦にせよ、一定の時間の経過による法・権利性の自動的な回復が考慮されていた。このような時間的な観点を量的にではなく、質的に捉えて、当該の国家的慶弔を重大な歴史的イベントとして一般国民(犯罪者、被害者を含む)が受け取り、法・権利性の回復がそれによって達成されたと了承できると言えるのであれば国家的慶弔それ自体を契機とする大赦も理論的には正当化可能であると解される。

最後に、個別恩赦と一般恩赦(大赦)の実施主体を峻別するドイツの恩赦制度はわが国からしても参考になる。少なくとも政令恩赦については民意の反映に関する改革は必須であろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 飯島暢	4. 巻 71巻
2. 論文標題 刑罰論から見た恩赦制度（1）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 飯島暢	4. 巻 2
2. 論文標題 『刑法基礎理論の可能性』の先に在るもの	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑事法の理論と実務	6. 最初と最後の頁 123-159
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯島暢	4. 巻 85
2. 論文標題 緊急避難のカント主義的な基礎づけの可能性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 1177-1200
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------